

核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に関する  
法改正事項説明会 議事録

日時：令和元年8月21日（水）14：00～15：10

場所：原子力規制庁 13階A会議室

議事

○熊谷（核燃料施設等監視部門） それでは、時間になりましたので、核燃料物質使用者（政令第41条非該当）及び核原料物質使用者に関する法改正事項説明会を開催させていただきます。

本日は、残暑お暑い中お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。このような説明会を本年2月にも実施させていただきまして、多くの御出席をいただいたところがあります。重ねてお礼申し上げます。

その際に、このまず現在の4月改正に向けた法改正の内容だとか、あと今日もう少し具体的なものを示しますけども、品質管理に関する体制整備の内容、また手続き等について御説明させていただいたところがございます。

その間、今日までの間、また検討が進みまして、少し具体化したところを御説明できる段階になりましたので、このような場を設けさせていただきました。

本日は、前回同様、本説明会に御参加いただけない方のために、前のほうでYouTubeを撮りまして、後日配信という形で同じ情報を届ける予定でございます。なので、前方のほうにセットしていますので、後ろのほうからの質問については顔が映りませんので、御忌憚のない御意見をいただければと思います。では、よろしく願いいたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、クリップ止めにした大部のものが92ページまでのものがございます。落丁等ございましたら交換させていただきます。もう一つ、1枚紙で法律の附則のところを抜き出したところ、これは非該当の皆様方については施行後3カ月以内に届出をいただくことになっていまして、その根拠が書いたものを別途お配りしております。今日はこの2種類で説明を進めさせていただきます。

座って説明いたします。

今日の議事は、1枚目の議事次第に記載していますとおり、主に3つ予定しています。まず初めが検査手数料。2番目が規制検査の内容。3番目が政令41条非該当の方だけに適用さ

れるものなんですけれども、品質基準規則、これは括弧書きにありますとおり、これから使用許可に添付して届け出いただくこととなりますので、そのイメージを示したものの御紹介となります。

その他につきましては、一つ放射線管理、失礼しました、廃棄物管理の状況報告の様式が変更になりますので、その内容を御紹介するものであります。

以上のメニューで、約1時間程度で実施させていただきたいと思っております。

まず、我々の説明者の自己紹介ですが、私は核燃料施設等監視部門で検査制度を担当しています熊谷と申します。

向かって右側から、同じく白井、北村、関、あと検査総括課の古作、あと研究炉の審査使用班の高橋のこのメンバーで説明をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議事の1番から順に説明を行います。じゃあ古作の方から説明をお願いします。

○古作（検査監督総括課） 検査監督総括課の古作でございます。

2月にも一度制度の概要として御説明をさせていただきましたけれども、その際、手数料についていろいろと御意見等をいただいて、その際にはまだ政令で決めるものなのということで、明確なお答えができない状態でおりましたけれども、昨年、すみません、先月末に委員会で政令の概要ということで委員会にお諮りをしまして、現在、パブリックコメントを募集中というところに来ておりますので、皆様方にもこの場で御説明をして、御意見についてはパブリックコメントの形で提示をいただくことで御意見を反映した形での対応にしていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

資料につきましては、通し2ページのめくっていただきますと、資料1ということで付けさせていただきます。今、お話しさせていただいたとおり、パブリックコメントをにかけているといったところでございますけれども、パブリックコメントの話はどこか付けていただいたんでしたっけ。付いていないですか。すみません。お願いをしたつもりだったんですけど、すみません。不手際で付けておりませんが、委員会のホームページを開いていただきますと、確か。すみません。通しページ6ページだそうです。こちら、一番上にURLが書いてありますけれども、このURLを打っていただくか、あるいは我々のホームページのトップ画面から一番上のバーナーの申請というところを押していただいて、そうすると申請で各種申請の下にパブリックコメントというのがありますので、そこを開いていただくと8月1日から8月30日という募集期間のところには本件のものが、もう一つ

別の実用炉関係のものも同じ期間でパブリックコメントに諮っていますけれども、この題名で掲載をしておりますので、それを開いていただくと内容なり意見を出せるといった形のページに飛ぶようになっておりますので、その点も御認識いただければと思います。

具体的には、法律上は手数料は政令で定めるということになっておりますけれども、今回、パブリックコメントにかけております政令案におきましては、上限として実用炉なり原子力施設全般で何かトラブルがあった、あるいは大きな問題があるような検査指摘があったといったものに対する追加検査というものをやる際の上限の数字の額だけが決まっています、それ以内で規則で定めるという形の政令案にしております。

その結果、具体的に定めておりますのが同じパブリックコメントの中で付けております規則の内容になっております。ですので、このパブリックコメントを開いていただくと、この中に政令の概要と規則案の2つが付いております。なので、具体的には規則案の方を見ていただければと思います。その内容についてが、戻っていただいて通し2ページのところに記載しているものです。

色々と各事業、原子炉等規制法の中では、製錬、加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄と並んでおりますので、それ毎にそれぞれ書いておりまして、使用についてはその最後の方に規定をしているという形になっております。

その内容についてが②で書いてございますけれども、原子力規制検査の受検といったものについては、政令非該当の使用者あるいは核原料使用者の皆様方以外の人は通年の検査になっておりまして、手数料については年度ごとに納めるという形の規定になっておりますが、皆様方につきましてはただし書きのような形で、この下に小さい字で書いています第3条というところですけども、ただしということで、皆様方は10年に1回行えば足りるものとするということで、実質は現状の立入検査10年の範囲で一巡をしましよといった運用を継続するという形での対応にしております。

それに対する手数料というのをどうするのかというのが第7条で定めているものでございまして、表の中で10と左側に書いてありますのは、その前、1から製錬から順々に並んでいて、最後10で使用という形になっております。9番で政令該当の使用が入ってございます。

皆様方につきましては、10年に1回の検査の際に8,400円といったことをお納めいただきたいというところがございます。これは実費勘案ということで決まっておりますので、具体的には現状の立入検査と同じように、半日程度皆様のところにお邪魔をするというこ

ろの検査時間を踏まえた設定にさせていただきます。発電所などでは、東京から出張してといったところの出張費をカウントする部分もあるんですけども、使用の皆さんについては場所がもろもろありまして、行く人間もさまざまな状態にあります。事務所が近くにあるようなところ、あるいはもともとほかの原子力事業をやっておられる方で非該当の方もいらっしゃると思いますので、そういったところで状況が違うものですから、その点で出張費については付けずに、実際に検査の時間でのカウントということで8,400円ということにさせていただきます。

具体的にどういう手続になるのかというのは、今、先ほどの6ページでパブリックコメントをにかけているページはお話した政令の概要と規則なんですけれども、この募集の案件の下側のポツとなっているところに、さらにリンクが張ってありまして、同じく第一弾のパブリックコメントにおいて実施要領というものもパブリックコメント、合わせてかけてございます。これは先ほど御紹介した当庁の当NRAのホームページから上から開いていたとすると、上の方にこのページがあります。それをずっとスクロールしていただいて下の方に行くと、行政手続法に基づかない任意のパブリックコメントといった枠がありまして、そちらの方にこの実施要領のものが載っております。一々そちらの方を開き直すのが面倒だろうということで、このページのところにリンクを張っておりますので、このページから下のところを押していただくと、実施要領のパブリックコメントにたどり着きますので、そちらも見ていただければと思います。

皆様に関係しますのは、10年に一度といったところのものを年度において、この年度どこに行こうかというようなことを定めて、その年度に行くところに対して納付告知書と言われる振込書のようなものを我々の方から送って、それに振り込んでいただくという形を取ろうと思っております。能動的に皆様方からとなると、私たちはいつ納めればいいのかというふうによく分からなくなってしまう、あるいは納付がされないで忘れてしまうというようなこともあると思いますので、納付告知書をこちらからお送りさせていただいて、そのときに納付していただくということ。その年度に検査の具体的な日どりだとかそういったところを相談させていただくという形での実務になっていけばいいのではないかと考えております。

今、御紹介をした実施要領の案がまだそこまで明示的に書かれていない状態でパブリックコメントにかけてしまっていますので、その点で不安に思うところとかは御意見いただいたらというのもちょっと変なんですけど、こちらでも能動的に変えて大丈夫なんですけど、

そういったところがより明確になるような実施要領にしていければいいかなというふうに現状は思っているところです。

具体的にどこに書いてあるのかといいますのが、③で書いてあるところで、実施要領の案を開いていただくと、2.8というところに総合評定の通知・公表という欄がありまして、手数料の納付告知書を出しますということが書かれております。これはもともとが皆様方というよりもやはり他の原子力施設の方々を意識して書いてしまっておりましたので、他は通年の検査なものですから、前年度の評価をした結果を出すのと同時に次の年度の計画も出して納付告知書も出してという流れで書いてあるので、前の検査の後に出しますよみたいになっているんですけど、皆様方は10年に一度なので、前の検査の後と言っちゃうと10年先の話をいきなり言われるというふうにもなっちゃうものですから、そこはそういうつもりではなくて、その年度に行くと考えているところをお伝えしていくという運用を考えております。その点は実施要領が十分書けていないかなと思いますので、パブリックコメント後に実際に制定する際にはクリアにしていきたいと思っています。

さらっと8,400円の話をさせていただきましたけれども、8,400円は何ぞやといったところを少し補足説明の形で参考資料を付けさせていただいております。参考資料1が手数料の考え方として、先ほど少し御紹介したように、実費勘案ということで法律でも書かれておりますので、検査の物量感というのを整理をして算出しているということです。

具体的にはどんな検査をどの程度というのを、特に発電所ですとかもろもろ大きなところでは、その物量感を算出するのにいろんな分析をしなければいけないんですけども、皆様方については先ほど申し上げたように、これまでの立入検査の実績といったところから10年半日程度ということでの算出しております。追加検査については先ほど少しお話しした、何か問題があったときにそれが重要なものであったときに行う検査でございます、それを行うとなったときには追加の手数料を納付していただくということになっております。ただ皆様方の施設においては、何かちょっとした指摘があってもそれが直結して安全上問題があるというところに行くことはさほどないとは思いますが、追加検査が発生するおそれはないとは思っているんですけども、一応そういう枠があるよということとは頭に入れておいていただければと思います。

使用前については皆様ありませんので、ここは飛ばさせていただいて、すみません、次の参考2、3は無視してください。この2、3がちょっと古い情報だったので、その次の7ページ、8ページになるものに差し替えていただきましたんですけども、間違っ

しまっているのです、飛ばさせていただきます。

7ページ、8ページが、これも皆さんにはあまり大きくは関係しないんですけど、7ページがその発電所で供用中の検査を物量感1と相対的にした場合に、他の施設がどの程度の検査量になるのかといったところのグレーデッドアプローチの程度感というのをお示したものでございます。これで言いますと、皆様方は発電所に対して一番右側ですけれども、これもちょっと記載ぶりが悪いと言い過ぎなんですけど、右側の二つが該当してまして、一番右が原料、その横が核燃料使用の政令非該当というところで、実用炉の0.002、1,000分の2という数字。具体的には先ほど言った、すみません、一定の期間につきと書いてあるのが10年でございます。10年の単位で0.002なので、実態上はさらに10分の1の実用炉に対して1万分の2といった程度感ということになっております。

それを額で算出したものというのが次の8ページということで、これはすみません、これも本当は右肩に単位として1,000円単位で書いていますということが書いていなきやいけないんですけど、8.4と書いていますが8,400円ということでございます。

本来であればパブコメのもの一式を出して規則案とかも説明した方がよかったのかもしれないんですけど、今日は概要、皆さんに関係する場所を抜き出してという形で御紹介をさせていただきました。

まず手数料に関係してといったところでは御説明は以上でございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） それでは、議題ごとに質疑の時間を取りたいと思います。今の検査手数料の件で何か御不明な点や御質問がありましたら、挙手の方をお願いします。じゃあちょっとまた次の議題に行きますけど、後ほどでも結構ですので、御不明な点がありましたら、その都度御質問いただければと思います。

それでは、続きまして、議事の2番目の原子力、この政令非該当使用者と核原料使用者に対する原子力規制検査の内容についての御説明になります。よろしくお願ひします。

○北村（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の北村です。

資料2を御覧ください。まず1点、ちょっと訂正ですけれども、ローマ数字のⅡの2.の原子力規制検査の検査対象・頻度と書いているところの1行目の後段の部分ですね。主に以下に区分するというのが誤記ですので削除をお願いします。

では、説明に入りたいと思います。

41条非該当使用者及び核原料使用者に対する原子力規制検査のイメージということですが、ローマ数字の1.で趣旨に書いていますが、これまで41条非該当使用者及び核原

料使用者に対する検査ですけれども、法68条第1項の規定に基づくこれまで立入検査で実施しておりましたが、今後は来年の2020年4月より新たな検査制度の導入ということで、法61条の2の2の第1項の規定に基づく原子力規制検査として実施することになるため、その基本的考え方、検査対象あと頻度、実施方法等についてお示しをするものです。

ローマ数字のⅡですけれども、原子力規制検査のイメージですけれども、1.の検査の基本的考え方についてはこれまでの立入検査の考え方と大きく変わるものではありませんが、検査に当たっては使用あるいは変更許可申請書どおりの位置、構造及び設備となっているか、また技術上の基準に従って保安のために講じる措置が必要のある措置の状況や各種記録等について、関係者への質問及び帳簿、書類、その他必要な物件を検査することとなります。

2.の検査の対象・頻度ですけれども、検査の対象とする工場または事業所、検査対象施設については核燃料物質の使用状況を勘案するとともに、選定に当たっては核燃料物質等の使用方法やこれまでの検査結果を考慮した上で前回の検査から10年を超えない期間に1回の頻度で実施することを基本とし、毎年度計画を策定するという事で進めたいと思います。

3.の検査の実施方法ですけれども、(1)検査実施に係る通知ということで、年度計画に基づきまして、当該年度始めに当該年度で検査を実施する全ての検査対象施設に対して、検査を行う旨の連絡をさせていただきます。その後、概ね3~4週間前に事前に文書等により、実施日、検査項目、検査手数料等の連絡をさせていただきます。

10ページです。(2)検査項目ですけれども、非該当使用者、核原料使用者、それぞれ別紙1、別紙2ということで記載してございます。御覧ください。別紙1は非該当使用者に係る検査項目ということで、具体的には1.の法に基づく記録の管理状況のほか、2.に書いています新たな要求となります品質マネジメントシステムを含めた保安のための措置の状況と。あとその他として、使用許可との整合ということで確認をさせていただきます。

別紙2については、核原料物質使用者に係る検査項目ということで、同じく法に基づく記録の管理状況のほか、規則に示します技術上の基準、あとその他として使用届との整合ということで確認をさせていただきます。

戻っていただいて、10ページ、(3)ですけれども、検査に係る手数料納付ということで、先ほどの手数料のお話がありましたが、原子力規制委員会規則で定める手数料に係る納入告知書の発行手続を行った後に、概ね3週間前に郵送させていただくと。また検査実

施前に検査に係る手数料が納付されていることを確認をさせていただきます。

(4) 検査実施手順ですけれども、これも従来の立入検査と大きく変わるものではありませんが、①の現場確認前の聴取ということで、現状の施設の運用状況、保安に関する事項と、あと検査対象施設の保安活動の状況等について、事前に聴取をさせていただきます。

②で現場確認ということで、検査対象施設の日常の保安活動にて安全が確保されているか。また法令要求、許認可等に適切に対応できているかという、主に二つの観点で以下に記載していますような状況について現場を確認させていただきます。

③現場確認を踏まえた書類の確認ということで、現場を確認させていただいた後に改めて検査対象施設の許認可への適合性を確認させていただきますとともに、保安活動の記録の確認をさせていただきますということになります。

(5) で検査気づき事項が確認された場合の対応ということで、従来の立入検査の中でも気づきがあればお伝えしているんですけれども、今後このような対応をさせていただきたいということで、検査気づき事項が確認された場合は、非該当使用者等と事実関係について認識共有を行った上で、まだ現段階だと試運用版ですけれども、検査気づき事項のスクリーニングに関するガイドに基づいて、当該検査気づき事項が指摘事項となるのか、あるいは軽微となるのかの判断を行って、使用者へ伝達をさせていただきます。

また、意図的な不正行為や原子力規制委員会の規制監視活動に影響を与える行為を含む法令違反等が確認された場合については、同じく試運用版ですけれども、原子力規制検査における規制対応措置ガイドに基づき事案の深刻度の評価及び処理の検討を行わせていただくということになります。

(6) ですね。報告書の記載になります。先ほど検査気づき事項が確認された場合の対応について御説明しましたが、その中で気づき事項、気づき事項の中で何か安全上の問題があつて指摘事項とする場合は、その内容について報告書に記録をするという処置をとらせていただきます。

(7) は原子力規制検査フローということで、先ほどお話しした内容になりますので割愛させていただきます。私のほうからは以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） ただいま原子力規制検査の今後の方法についての御説明をさせていただきました。補足しますと、先ほどの手数料の説明でもありましたけども、これから手数料の納付書というものをお送りさせていただいて、納入いただくということになります。そのイメージをもう一度御説明しますと、この9ページの3.1からがちょっと



流れを記載していきまして、若干具体例を交えながら説明いたしますと、まず年度計画というのは当該年度の前の年度の大体3月ぐらいに、今年度は何者ぐらい検査しようかという計画を立てます。今、この対象使用者が大体230ぐらいあるので、1年間あたり25とかそのぐらいの数を割り振って検査を行うことを考えております。なので、計画で当該年度25件ぐらいの使用者を抽出させていただきまして、年度始め、だから4月ごろにその25者に対して今年度検査に行きますよという通知をまずさせていただきます。

通知を受け取った後に、具体的に実施時期の調整を開始させていただきます。何月何日に行くのかを含めて御都合を聞きながら調整が始まります。大体7月とか9月とかの時期が決まったら、その時期の三、四週間前に文書とともに納入告知書を送付させていただきます。そこから具体的に納付していただいたり検査の内容等の調整を始めさせていただきますして検査日に至るという流れで次年度以降は進めさせていただくということを今、考えております。

年度によっては25者ぐらい想定しているんですけども、ばらつきが多分出てくると思いますので、その都度皆様の御都合のいい日というのを優先して日程を調整することを考えております。流れについて補足させていただきました。

じゃあこの二つ目の議題の検査のイメージについて、御質問や御不明な点がございましたら、挙手の方をお願いいたします。

○古作（検査監督総括課） すみません、検総課の古作からちょっともう一点補足ですけども、少し資料の記載が正しくないかなというようなところもありますので、補足させていただきます。

後ろの方は少し間違いなく書かれているんですけど、9ページ、通し9ページのところのローマ数字のⅡ、1.の基本的考え方で、措置の状況や各種記録類等について書いてある記録類は、検査の手段としてその後ろの帳簿書類その他云々を検査という中で含むような行為でして、直接記録が不備かどうかというのを見に行くという検査ではありませんので、その点ではこの部分の各種記録類というのは消しておいた方が適切な記載かなというふうに思っています。

さらに、2.のところの10年を超えない期間というものも、今の規則案では10年に一度ということなので、超えない期間とってどんどん短縮してしまうと10年に一度じゃないので、その点は多少は裕度はある中での運用だと、あまり直近で去年も来たじゃないですかということではないですよという趣旨で書いているというふうに理解をしますが、そういう

ことでよろしいですよ。というところを御注意していただければと思います。

その点では10ページの(4)③で書類確認とあるんですけど、これは書類が不備がないかということではなくて、この中に書いてあるとおり、措置の状況を確認させてもらうのに記録を見させてもらいますという趣旨でこの行為が現場を見た後に記録も見させてもらいますよということだと御理解をいただければと思います。

それで、その次の12ページにあります具体的な検査項目といったことなんですけれども、これで記録要求の部分が一番上に書いていますけど、これも検査項目ではありませんので、これはちょっと記載としては不備かなと思っています。

といいつつ、その下に2.で書いてあります活動状況を見るためには、皆様方、記録が残っているものは当然見させてもらいますので、行為としてはさほど変わらないんですけど、規制上の扱いという意味で記録を見に来られるということではないということだけ認識いただければと思います。

その次の2.のところの条番号が現状出しているものと違ってまして、また法律の番号と規則の番号が書かれていて、規則については今日の資料だと通しの30ページぐらい、すみません、もうちょっと前ですね。26ページからが現状、具体的には昨日の検討チームで提示をさせていただいたものが付いてまして、具体的に読み込んである条文で言いますと、品質マネジメントシステムが52ページのところにございます。具体的な内容はこの後の議題でお話があると思うんですけど、ここから具体的にはこの案ですと第2条の11の3というのがQMSになっています。

その後、4、5、6、7といったところに入っていて、12ページのほうのリストには書いていないんですけども、53ページのところには第2条の11の7ということで施設管理というものが使用の前に入っています。さらに使用の前にはもう一つ、54ページ、55ページのところに設計想定事象または云々の使用施設等の保全に関する措置ということで、もうちょっと簡単に言うと、自然災害に適切に対応をとってくださいというふうに皆様方にとっては思っただければと思います。大雨なり洪水が来た時に流されないようにとかということなので、普通に適切に管理しておいていただければいいかと思うんですけども、そういった要求事項になっております。

あとは12ページに戻っていただくと、(8)までがその流れでずっと今の規則案のところにも書いてあるというものなんですけども、譲り渡し、譲り受けの制限についても、これは原子力規制検査の検査対象ではありませんので直接の検査項目にはなりません。とはいっ

でも、燃料物質、核原料物質の取り扱いという意味では検査対象ですので、当然、物が変になくなっていたりするということはないようにしていただくと、そういう状況は確認させていただきますから、これも実体上は検査の一環の中で見えてきてしまうものではありますが、検査対象ではありません。

皆様方は保安規定がありませんので、基本的には許可に基づいたところで適切に実施されているとかといったことを見ていくということになりますので、これまでに立入検査を受けていただいている方というのはそういう話もされていると思いますので大きくは変わりませんが、それが法律上、位置づけられた検査になるというふうに思っています。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） それでは、検査の内容について、御不明な点や御質問、ございましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○参加者 すみません。資料の通しの9ページ目のローマ数字のⅡの2ポツのところの2行目に「使用状況を勘案し」という記載があるんですけども、これ具体的にはどういった、何と言いますかね、何をもとに使用状況を勘案されるんですかね。

○北村（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の北村です。

使用状況というのは、使用者によってプルトニウムを扱っているとか、高濃縮ウランを扱っている、あるいはその最大の取扱量とか、そういったものの使用状況を考えております。

○参加者 そうしますと、基本的には使用許可の許可を受けた内容を勘案してと、そういうふうに読んだらいいですか。

○北村（核燃料施設等監視部門） はい、おっしゃるとおりです。

○参加者 わかりました。

すみません。あと、ちょっと細かくて恐縮なんですけど、その下の3ポツの(1)で、当該年度初めに全ての検査対象施設に対して連絡するという記載なんですけども、対象に選ばれなかった施設には一切連絡はなくて、年度終わって全体の報告書か何か規制庁さんがお出しになったのを見ると、ああ、今年はどこがやったんだねというのが分かって、そういうふう理解したらよろしいですか。

○北村（核燃料施設等監視部門） はい、そのように考えております。年度当初に20程度

の施設に対して連絡をした上で、まず検査を通知すると。それ以外の対象施設については連絡しないということになります。

○参加者 わかりました。

すみません、あと、もう一つだけなんですけど、検査手数料の話なんですけれども、こちらの0.5日分の検査で8,400円というふうなお話、先ほどあったかと思うんですが、それは施設、非該当の使用施設の他の発電炉ですとかサイクル施設ですとか、そういったところも含めて、基本的に検査の半日だったら8,400円と、そういう考え方で、あとは何日かかるかとかで起算されていると、そういうふうに理解したらよろしいですか。

○北村（核燃料施設等監視部門） はい、そのとおりです。ただ、先ほどもお話ししましたけれども、他の原子力施設については出張費も含んでいたりとといったところで、少しプラスアルファの部分はありますけれども、検査時間に対する手数料としてはお考えのとおり、時間だけで軽重をつけております。

○参加者 分かりました。ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 他の方はいらっしゃいませんか。

はい、どうぞ。

○参加者

少々込み入った質問になるんですけれども、この非該当施設に関する原子力規制検査というのは運用面の確認が多いような印象を受けましたけれども、通しページの53ページ、こちらに使用施設等の施設管理の条文がございまして、その第4号のところに、施設管理の目標を達成するため、「施設管理の実施に関する計画を策定し」とありまして、これは他の事業施設で言うところの保全計画に相当するようなところだと思いますけれども、こちらの41条非該当施設につきまして、この次のページの、54ページのいろいろな事項、管理の方針ですとか検査に関すること、こういったことをきちんと保全計画というような形で定めなければいけないのか。あるいは今、施設管理として対応している既存の計画書のようなもので代用すればいいのか、その辺、どこまで作り込めばいいのかというのを教えていただけないでしょうか。

○古作（検査監督総括課） 検総課の古作です。

基本的には、この後御説明する品質管理の点でもそうなんですけれども、発電所なり、他の核燃料施設のところと同程度の記録要求をするということではなくて、それぞれに応じたものでいいだろうというふうに思っています。ですので、すみません、私自身が皆さ

んの記録の取っている程度というのを知らないので、現状でいいですというまで言うところちょっと言い過ぎかもしれないんですけども、相応に後からちゃんとやってますよと言えるようなものがあればいいかと思います。年1回なり、隔年なりなんなりで何らかのメンテナンスをしてもらう会社を呼んで点検記録なんかを出してもらっているのであれば、その記録が残ってあればいいでしょうし、あるいはそれで何年ごとなり、何月ごとなり、次にいつ来てもらおうというようなことを整理しているということであれば、施設管理としての計画を立てているということだと思いますので、そういったところをしっかりと考えてくださいねというのがこの条文の一番の趣旨ですので、そこを考えていただいて、あとは後追いになったときに説明がつきやすいように何かメモを残しておくとかいった程度をいろいろと考えてやっていただければというふうに思います。

その点では、先ほど記録要求については検査対象ではないと言ったのですが、すみません、今のところだと、ちょっと戻っていただいた48ページに、記録の要求の表がございます。48ページの左側からスタートで、一番最初に施設管理というのがありまして、ちょっとページをまたいで見にくいんですけど、49ページに移っていただくと、皆さんはイの使用前確認はないのでいいんですが、その次の施設管理の実施状況及びその担当者の氏名といったこと、あるいはその内容についての評価の結果、その評価の担当者の氏名というものは残さなければいけないという形になってますので、今言ったような何らかの記録の際に、受領印なりなんなりを押すようなところに自分の名前を書いておくとかいう工夫の仕方で十分対応できると思いますが、最低限この内容についてが何かといったことは整理をしておいていただくということかと思います。

以上です。

○参加者 ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題3としまして、品質基準規則の適用、使用許可に添付する事項のイメージについてでございます。

○関（核燃料施設等監視部門） 核燃料施設等監視部門の関と申します。御説明させていただきます。

品質基準規則の適用（使用許可に添付すべき保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項のイメージ）ということで御説明させていただきます。

初めに、2020年4月に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が改

正され、使用の許可申請書に品質管理に必要な体制の整備に関する事項が追加されるとともに、新たに原子力規制検査が開始されます。

また、これに合わせて「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下、品質基準規則という。）が導入され、使用者（令第41条非該当）にも適用されることとなります。

本日は、品質基準規則の概要を御紹介するとともに、使用者（令第41条非該当）の皆様にお願ひする事項について御説明いたします。

品質基準規則とは。目的、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保すること、となっております。

この内容は、国際規格（ISO9001やIAEA基準）に過去のトラブル事象の反省等を反映した品質マネジメントシステム（QMS）の要求事項を定めたものとなっております。

計画、実施、評価、改善のサイクル（PDCAサイクル）を回すことにより、業務の継続的な改善の実施を求めるものです。

マネジメントレビューや内部監査などを含んだ多岐にわたる内容となっておりますが、事故等が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が環境に与える影響の度合いの低い使用者（令第41条非該当）への適用には、原子力の安全の確保に与える重要性に応じた適用（グレーデッドアプローチ）を行うこととし、新たに今回、品質基準規則において第54条を追加しております。

今回新たに追加した第54条について御説明します。

第五十四条、使用者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。）は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一号、個別業務に関する計画、実施、評価及び継続的な改善を行うこと。

二号、原子力の安全の確保を重視する精神を持ち、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにすること。こちらは、二号については検討中のものですが、今回説明させていただきます。

一号、個別業務に関する計画、実施、評価及び継続的な改善を行うことについて、具体的な内容を御説明いたします。

まず、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事象を自ら探しに行き、改善が必要な事象をもし見つけたら、改善策を反映した実施計画を策定します。

次に、計画に基づき業務を実施します。

次に、計画と実施結果を比較して、業務の見直しが必要かどうか評価します。

そして、評価に基づき改善策の見直しを検討します。

さらに、改善策を反映した実施計画を作成し、継続的な改善を行うというPDCAサイクルを行うということです。

次に、具体例を御説明します。

貯蔵施設の場合です。使用者である〇〇は、当該貯蔵施設において、核燃料物質の貯蔵を行う際には、その保管状況を確認し、核燃料物質が漏洩する可能性が懸念される場合には、改善策を立て、実施し、その結果を評価して必要があれば更なる改善を行う、です。

前回の説明会で御説明しました核燃料物質が入ったドラム缶に結露が付いていて、放っておくとドラム缶にさびが発生して、ドラム缶に穴があき、核燃料物質が漏えいする可能性が懸念されたことから、ドラム缶の下にすのこを敷いて、核燃料物質の漏えいを未然に防ぐ措置を実施したという例を思い出していただければと思います。

次に、二号については検討中ではありますが、御説明させていただきます。

二号、原子力の安全の確保を重視する精神を持ち、原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれないようにすること。

解釈、第2号に規定する「原子力の安全がそれ以外の事項によって損なわれない」とは、例えば、コストや工期等によって原子力の安全が損なわれないことをいいます。

具体例としましては、使用者である〇〇は、原子力の安全の確保を最優先にして、原子力の安全がそれ以外の事項（コストや工期等）によって損なわれないようにする。コストや工期を優先するのではなく、原子力の安全を最優先にする行動を取ってください。

次は、使用許可に添付すべき保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項のイメージをお示しします。

1として、目的を記載します。内容は記載のとおりです。

2として、適用範囲を記載します。こちらも内容は記載のとおりとなっております。

3として、実施内容を記載します。こちらも内容は記載のとおりです。

下のほうに注記を書いておりますので、こちらについてもいろいろ、その該当する具体的な名称記載とか、下線の方は注意書きを書いております。

こちらの実際の提出の際に使用する様式は、今後、ホームページに載せる予定でありますので、そちらを御確認ください。

最後に、皆様へのお願いです。

原子力安全の向上のため、懸案事項がないか常に意識するとともに、継続的な改善を行ってください。

実施した計画、実施、評価及び改善については、「核燃料物質の使用等に関する規則」において、記録の作成及び3年間の保存を求める予定であります。

品質マニュアルを含む品質マネジメントシステムに係る文書の作成は規則では要求しない予定となっております。

以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門）　ただいま品質管理規則の説明をさせていただきました。具体的に規則の方は、今日添付させていただいております、資料の69ページ以降に添付しているものが現在の品質基準規則のイメージです。

ただいまの説明にありましたとおり、非該当の使用者の皆様方につきましては、この規則、50何条あるんですけど、それを全部適用するのではなくて、一番、92ページにあります54条の部分だけを適用することで、一応、グレーデッドアプローチ的な考えをとりたいというふうに考えております。この規則、中でまだもんでいるところがございます、ちょっと若干修正は発生する可能性はありますが、条の分け方としてはこれを基本として進める予定でございます。

○古作（検査監督総括課）　すみません、検総課からもう少し補足させていただきますと、前にも少し御紹介をしたとは思いますが、今日の資料、多分、次の資料で付いているんだと思いますが、23ページに法律の抜粋がありまして、一番下に使用の許可として第五十二条が書かれております。

そのページをめくっていただいたところで、その許可の本文事項としての列記がある中に、第十号で、品質管理に必要な体制の整備に関する事項というのが許可事項として新たに法律に入ってきたということで、その対応についてのイメージというのが先ほど18ページのところで紹介があったところがございます。

それについて、もう既に皆さんは許可を取っておられるのですが、その手続はどうなるのかといったのが1枚紙で配られている参考資料でございます、これが今回の法改正のときの附則の条文です。ちょっとややこしくて申し訳ないんですけど、第四条は製錬の規定なんですけど、その製錬の規定を準用する形で、皆さんですと、第五条の第8項というところで準用の規定がされております。具体的には、製錬の方を見ていただくと、施行



から三月以内に、今の品質管理の許可となる事項について届出をしてくださいということになっておりますので、皆様方に先ほどのイメージを基に作っていただいたものを三月以内に我々の方に提示をしていただくということになります。そのためにこういうふうを書いていただければということです。

この書いていただく内容というのを、最終的には条文にもあるように審査をさせていただいて、不備があれば変更してくださいというお願いになるのですけれども、そうならないようにという意味で、今、熊谷のほうで紹介をした、最後に付けております品質管理の基準規則のところに対応する形にするにはどうしたらいいのかというのが御紹介をしたイメージというところですか。まだ、その規則が練り上がってないので、最終的にこのイメージでいかどうかも少し変わってくる部分があるかもしれませんが、基準規則に対応して、この程度の書きぶりをしていただければというふうに思っておりますという御紹介だと思っていればと思います。

あと、基準規則の関係、69ページからということでしたけれども、この規則自体は、先ほど新たに最後の条文を追加しましたというふうに書いてありましたけれども、そもそもこの規則自体、新たに作るものでして、まだ作られていないバージョンになってます。これも昨日の検討チームで提示をしたものになるんですけれども、現状だと、設工認がある事業に対する設工認の基準として品質管理を求めてまして、その規則があります。その規則をひな形にしながら作り込んでいるという作業になっているのであいう表現になっております。現状は、事業毎の規則なんですけれども、今後はこの規則はどの事業に対しても適用する全体的に一本となる規則で定める予定でして、なので、どの施設だったらどの程度というのを書き分けなきゃいけないといったポイントになってます。

その点で、69ページからは全体に係ってるんですけれども、めくっていただいた70ページの下側、第三条で「適用範囲」と書いてありまして、こちらで第二章から第六章までというようなところについては、皆様以外の人で、第2項のところ、皆様については、第七章を適用しますということで、最終的には一番最後のページのこの部分だけ守っていただければいいということになってますので、この部分に対応する届出を三月以内に出していただくという形になっております。

補足は以上です。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 只今の品質基準規則の件で御質問や御不明な点がございましたら挙手の方をお願いします。

どうぞ。

○参加者 すみません。三月以内という話がありましたが、これは法律が制定されたら我々も全て3カ月以内に提出するという事でよいでしょうか。

○古作（検査監督総括課） はい、そうなります。

○参加者 ありがとうございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） どうぞ。すみません、今、マイクを回しますので少々お待ちください。

はい、どうぞ。

○参加者 すみません。

整備に関する、18ページですね。この様式は、今後はホームページに掲載していただくということですが、いつ頃というふうな目処は立っておるのでしょうか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） まず、先ほど御説明したとおり、この規則がまだ固まっていませんので、それが固まるのが秋口以降になりますので、そのぐらいのタイミングで上げていこうと考えております。

○古作（検査監督総括課） すみません、補足させてもらおうと、先ほど補足で言おうと思っていて忘れちゃったんですけど、今、後ろに付けております使用の規則とQMSの規則の案につきまして、具体的に26ページ以降のものについては、昨日の検討チームに出しているんですけど、まだパブリックコメントにかける前の状態です。今の予定としては、来月末にパブリックコメントにかけようというところで作業を進めております。その後、パブリックコメントにかけるということですので、10月一杯がパブリックコメントで、11月にコメント対応をしてということなので、年内には制定をするというようなスケジュール感でおります。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） その他、ございませんでしょうか。はい、よろしいでしょうか。

じゃあ、ちょっと時間もあれなんで、次の説明に進みたいと思います。

次は、20ページ、21ページに、今日御説明した手続等を一覧にしたものを添付しております。今日、説明の中心は、すみません、手数料と規制検査の前半のところですね。これは法律の方で非該当使用者も核原料使用者の方も両方適用になってますので、その旨、御認識いただければと思います。

3番目の議題で御説明した品質管理の話は、これは非該当使用者だけに適用される話で

ございまして、原料の方には適用されない。

一方、原料の方の、今回規則が一部変わりました、これは様式の名称の呼び方が変わっているだけなので、中身の変更は特にございませぬ。

というところが、今日御説明させていただいた内容でございます。

今日、短時間でございましたので、御質問等まだまだあるかと思いますが、ここに2ポツで書いた窓口宛て遠慮なくいただければ回答させていただきます。

また、21ページに本日の説明会の資料だとか、今日、YouTubeで配信と申しましたけども、その画像はこちらのURLに掲示する予定でございます。

今日と来週の月曜日にまた予定してまして、ちょっと月曜日のほうの時間が11時半となっておりますが、これは10時半から11時半の誤りですので、また1時間程度実施する予定でございます。

ここの問い合わせ窓口等を使って御理解を深めていただければと思いますので、御協力の方、よろしくお願ひします。

○古作（検査監督総括課） すみませぬ、1点だけちょっと補足ですけども、核原料物質の規則については、内容の変更はないんですけども、形式的にちょろっとした修正が必要な部分がありまして、我々の中での検査官証の規定を外すとか、機械的なものなんですけど、昨日の検討チームの資料の中にその案も出てますので、その方もちらっと見ていただければというふうに思ひます。内容的には変わらないので心配しないでくださいという、何か入ってるんですけどと思われる方もいるかなと思ひしたので御紹介です。すみませぬ。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 最後に通しページの22ページの資料5というものについて御説明させていただきます。

○白井（核燃料施設等監視部門） 22ページを御覧いただければと思います。核燃料施設等監視部門の白井でございます。

皆様には、毎年4月にこの用紙の左側にありました旧様式という形で、廃棄物管理状況報告書というものをお出しいただひていました。これについては法改正が終わっておりまして、真ん中にあります新様式という形のものに来年からの提出はお願いするということでございます。具体的に大きな変更点はないんですけども、業務上の連絡先がなくなったということと、あとは、欄外にある、この用紙の規格の名称がちょっと変わってますという程度のお話でございます。

あわせて、右側に書いてありますように、その他変更点として、従来の提出が4月30日

までだったんですが、期間が少し延びて5月15日までにお出しただけであればいいですよというふうなお話になっています。

あわせて、右側の下のほうに四角でちょっと囲んでおりますが、個人情報の件もそうですが、社印の件も必ずしも必要ではないので、原則不要ですということを記載していただきますので、従来よりハードルは下がっていると思いますので、必ず期限内の提出をお願いできればと思います。

新しい様式については、左の欄の下のほうにありますますが、ここに既に載せております、ホームページ上に載せておりますので、こちらの様式をお使いいただいて、来年の4月の提出にお使いいただければと思います。

以上でございます。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 以上で、こちらからの説明は終了しますが、全体を通じて何か御不明な点や御質問がありましたらお願いします。

はい、どうぞ。右側の前の方です。

○参加者 通しの19ページで、「品質マネジメントシステムに係る文書の作成は規則では要求しない」とあるんですが、通しの12ページで、検査項目のほうに、品質マネジメントシステムが入っているんですが、これは通しの18ページで品質管理体制の整備に関するイメージを提出した後、それに対しての記録は作成しますので、それに対して検査をしますということよろしいでしょうか。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 19ページの説明内容は、二つ目の丸が記録で、三つ目の丸は文書ということで、マニュアル類で、他の非該当事業者以外の大きな原子力事業者はマニュアルの整備も要求してますし、記録も要求してますと。それに対して、非該当の皆様方は、我々が規則で要求するのは記録だけです。マニュアルはもうその社のルールに則って適宜作っていただければと思います。

一方、検査の方では、マネジメントシステムというばやと書き方をしていますが、この品質基準規則で求めているPDCAがしっかり回っているというところを見に行きたいと思えますので、文書がないからどうかという指摘はする予定はございません。

以上です。

○参加者 ありがとうございます。

○古作（検査監督総括課） すみません、ちょっとその点の中でも整理をしなければいけないと思うんですけど、記録要求のところでは言いますと、51ページのところに、第六のと

ところで、「品質管理規則第三条三項に規定する品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録」というふうになってまして、何らか記録をするようにという形に現状なっております。一応、ここは括弧書きがありまして、政令四十一条各号に掲げる云々ということで、除くということになっているので、皆様方には直接要求は係ってませんよということを明示しているということなんですけど、そこで過剰な要求にならないようにという手当ををしているというところです。

一方で、先ほどお話ししてたのは、そういう点なのでいいんですかね、はい。

もう一つポイントとしてありましたのは、品質基準規則の方で条文の中に、皆様が適用にならない第二章から第六章の中に、この部分については文書化しなさいというような要求が幾つか入っておりまして、皆様方にはそういう要求が係りませんよという、第七章のところでもそういう要求は係ってないというようなこともあるのかなというふうに、両面の意図があるかなと思いますので補足させていただきました。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） 時間を超えています、他にございませんでしょうか。

じゃあ、どうぞ後ろの方。

○参加者 すみません、検査手数料のことで聞き逃したかと思しますので、すみません、教えてください。41条非該当施設については、こちら複数の施設がある場合でも、この8,400円でよろしいのでしょうか。

○古作（検査監督総括課） はい。それぞれでの視点といったところで検査をしなければいけないと思いますので、実際の検査については、合わせてやるということはあるとは思いますが、手数料についてはそれぞれ納付をしていただくということで考えております。今日来ていらっしゃる方にも複数の許可を取っておられる方もいらっしゃると思いますが、そういった場合には、それぞれの許可毎に納付を求める形にしております。

○参加者 すみません、そうしますと、一つの事業所の許可の中に複数ある、その非該当施設が複数ある場合は施設毎にということになるのでしょうか。それとも事業許可ごとになるのでしょうか。すみません、教えてください。

○古作（検査監督総括課） はい、今御質問された方には、前、ワーキンググループか何かで御説明したような気はするんですけども、施設毎ではなくて、許可単位ということでお話をしております。その点については、実施要領の方にも許可単位で行いますということを書いてございますので、そちらも御確認いただいて、こちらのほうが納付告知書を出すので間違いはないと思うんですけども、疑問になった場合にはそういったところを踏

まえながらお問い合わせいただければと思います。

○熊谷（核燃料施設等監視部門） よろしいでしょうか。

その他、ございませんでしょうか。はい、よろしいでしょうか。

じゃあ、すみません、今日は短時間でしたが、説明会に参加いただきまして、ありがとうございます。先ほど申しましたとおり、20、21ページにお問い合わせ先を記載していますので、御質問等ありましたらこちらまでよろしくお願いたします。

じゃあ、今日はどうもありがとうございました。以上で終わります。